



保険証を提示せずに受診した場合

加入保険へ療養費の請求 or 医療機関から返金 一部負担金は こども医療で償還

保険証を提示せずに支払った 10 割の医療費は、ご加入の健康保険に「療養費」を請求することで、保険加入先から保険診療相当分の 8 割（または 7 割）の払い戻しを受けることができます。

また、医療機関からの案内があった場合に限り、診療を受けた同じ月内に医療機関に保険証を提示することで、保険給付相当分の返金を受けられる場合があります。また、こども医療受給資格者証も提示することで、一部負担金相当分が返金（窓口負担が発生しない、「現物給付」）を受けられる場合があります。

保険証を提示しなかった場合

10 割で支払った医療費は、その保険給付分については保険加入先から療養費の給付を受ける必要があります。請求の方法、必要な書類は保険加入先にご確認ください。

保険給付分 8割（または7割）	自己負担分 2割（または3割）
療養費	一部負担金
保険加入先へ療養費を請求	こども医療で償還手続き

また、一部負担金はこども医療で償還手続きが必要です。療養費の請求に必要な添付書類（領収書等）は、こども医療費償還手続きでも使用しますので、コピーを保管してください。

こども医療費助成の申請方法

1. 療養費の請求をする 【申請先：保険加入先】

療養費は保険加入先から給付されます。請求が必要なので、お勤め先や保険加入先に請求方法、必要書類を確認してください。（必要書類の例 領収書、診療報酬明細書等）

※療養費の請求には、レセプト（診療報酬明細書）が必要になります。

受診した医療機関等に請求してください

2. 「療養費支給決定通知」が届く

請求から約 1 ~ 3 か月後に支給決定通知が発行されます。

3. こども医療費助成申請書を提出する 【申請先：子育て給付課給付係、行政センター、連絡所】

《こども医療費の申請に必要なもの》

- ・10 割で支払った領収書（コピー可）
- ・「療養費」の支給決定通知書

医療機関から返金を受ける場合

医療機関から返金をうけるには、子どもの保険証と子ども医療受給資格者証の両方を医療機関に提示することが必要です。

保険給付分 8割（または7割）	一部負担金 2割（または3割）
保険証利用部分	受給者証利用部分

- (1) **全額返金**を受けた (保険証と受給者証を提示)
子ども医療の「現物給付」を受けたことになりますので、**以降の手続きは不要です。**
- (2) **8割または7割の返金**をうけた (保険証を提示)
一部負担金について、**子ども医療で償還払いの手続き**をしてください。

子ども医療費助成の申請方法

1. **子ども医療費助成申請書を提出する** 【申請先：子育て給付課給付係、行政センター、連絡所】

《子ども医療費の申請に必要なもの》

- ・一部負担金を支払ったことがわかる領収書（コピー可）

※保険証を提示せずに、子ども医療受給資格者証だけを提示しても、窓口負担無料にはなりません。
子ども医療受給資格者証は、加入する健康保険証と一緒に提示してご利用いただくものです。

～注意事項～

- 1 出生時には、後日保険証と子ども医療受給者証の提示で返金対応のご案内をいただける医療機関もあります。その際は、子どもの保険証交付後速やかに子ども医療受給資格者証の登録を申請し、保険証と受給者証を医療機関へご提示ください。
- 2 療養費の請求は、診療月の翌月から2年以内です。2年を経過すると、療養費の請求ができないだけでなく、保険診療の確認が取れないため、子ども医療で助成を受けることもできません。
- 3 療養費の給付を受けた医療費の差額が、21,000円以上でなお高額である場合には、療養費のほかに「高額療養費」の給付対象となることがあります。高額療養費の給付を受けるには、保険加入先に請求が必要となる場合がありますので、お勤め先や保険加入先にお問い合わせください。
- 4 郡山市国保加入の方は、「子ども10割」ですべて国民健康保険課へ請求してください。

【問合せ先】 〒963-8025 郡山市桑野一丁目2-3
子ども総合支援センター（ニコニコ子ども館）給付窓口
郡山市 子育て給付課 給付係 Tel924-2411